

令和2年度第2回狭山市国民健康保険運営協議会（書面開催）

議 題 (1) 令和2年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について
(2) 令和3年度狭山市国民健康保険特別会計予算(案)について
(3) 狭山市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

資料送付 令和3年1月18日（月）

質 問 書 令和3年1月29日（金）（全委員より返送済）
返送期限

承 認 書 令和3年2月12日（金）（全委員より返送済）
返送期限

協議会委員 (1号委員)
菊池委員、小島委員、登坂委員、吉田委員、加藤委員
(2号委員)
高木委員、廣澤委員、菅井委員、綾野委員、釣委員
(3号委員)
奥野委員、莊司委員、矢田部委員、田村委員、後藤委員
(4号委員)
高橋委員、岡委員、松村委員

署名委員 吉田委員（1号委員）と莊司委員（3号委員）に依頼済
（奥野会長は、了承済）

質 疑 応 答

議題（１）令和２年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算(第３号)(案)について

質問：保険税の滞納分の納入状況はいかがでしょうか。納入率は上がったのでしょうか。

回答：令和２年度における保険税の滞納繰越分の収納率につきましては、令和２年１２月末現在で３２．５８％であり、対前年同月の３２．０３％と比べ０．５５ポイント上昇しております。

年度別の収納率比較においても、徴収対策の効果により、下記のとおり収納率は上昇しているところであります。

※滞納繰越分の収納率の推移

	１２月末現在	決 算 時
令和 ２年度	３２．５８％	—
令和 元年度	３２．０３％	４１．０９％
平成３０年度	２２．１０％	２８．７６％

質問：保健事業はどのようなものを実施しているのでしょうか。新型コロナウイルスの影響があった事業はありますか。

回答：保健事業につきましては、４０歳以上の被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導のほか、糖尿病が重症化するリスクが高い被保険者に対する受診勧奨や保健指導を行う「生活習慣病重症化予防対策事業」などを実施しております。

令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、特定健康診査の開始時期を５月から６月に一か月間延期したほか、生活習慣病重症化予防対策事業についても、予定していた保健指導の回数を減らすなど、事業の実施に影響が及んでいるところであります。

議題（２）令和３年度狭山市国民健康保険特別会計予算(案)について

質問：歳入５ 繰入金について、その他繰入金とはどのような繰入があるのでしょうか。歳出が増えたからといって自由に繰入することができるのでしょうか。

回答：その他繰入金とは、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金のうち、法定繰入金（出産育児一時金繰入金・保険基盤安定繰入金・事務費繰入金・財政安定化支援事業繰入金）以外の、財政上の赤字補填を目的とした繰入金のことです。

令和３年度当初予算については、歳入の国民健康保険税の減収が見込まれるなか、歳出の国民健康保険事業費納付金が増額となるなど厳しい財政状況であり、その他繰入金は対前度比で9,082万8千円の増額となっておりますが、一般会計からの繰入額については、狭山市総合計画実施計画のなかで計画的に設定されており、その範囲内で認められているものであります。

質問：歳入５ 繰入金について、国民健康保険財政調整基金繰入金の残高はどのくらいあるのでしょうか。この基金の用途は定めがあるのでしょうか。

回答：国民健康保険財政調整基金につきましては、令和２年度末の残高見込みは3億6,779万8千円（預金利子を除く）ですが、このうち3億506万9千円を令和３年度当初予算で繰入れるため、繰入後の残高見込みは6,272万9千円となります。

また、当該基金の用途の定めにつきましては、狭山市国民健康保険財政調整基金条例第6条において、基金は国民健康保険財政の健全な運営に資するための財源に充当する場合に限り、処分することができる旨の規定がされており、今回の繰入金については、全額を国民健康保険事業費納付金に充てるものです。

なお、その他、国民健康保険特別会計の財政運営上において不測の事態が生じた場合等にも、当該基金を活用するものです。

質問：保健事業はどのようなものを実施しているのでしょうか。新型コロナウイルスの影響があった事業はありますか。

回答：保健事業につきましては、40歳以上の被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導のほか、糖尿病が重症化するリスクが高い被保険者に対する受診勧奨や保健指導を行う「生活習慣病重症化予防対策事業」などを実施しております。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、特定健康診査の開始時期を5月から6月に一か月間延期したほか、生活習慣病重症化予防対策事業についても、予定していた保健指導の回数を減らすなど、事業の実施に影響が及んでいるところであり、令和3年度につきましても、通常の事業実施が可能な予算を計上したところですが、今後の緊急事態宣言の発令状況等を踏まえ、その都度実施のあり方を検討してまいります。

質問：令和3年度予算においても、一般会計からの法定外繰入金を行う予定であれば、健康づくり事業において、他保険者の参加できる事業展開を行って頂きたい。

具体的には、国保加入者のみならず、他保険者加入の市民が受診できる集団健診を拡充して頂きたい。

回答：一般会計からの法定外繰入金につきましては、国民健康保険特別会計の厳しい財政運営のなかで、令和3年度においても一定の繰入れを行うことで予算を編成しております。

当該予算における保健事業は、国民健康保険法第82条の規定に基づき、国民健康保険の被保険者に対して実施するものであることから、他保険者の加入者を対象とすることは出来かねますが、現在、市において実施し、広く市民を対象としている各種がん検診や成人歯科健診等の成人検診については、今後とも継続してまいります。

また、一般会計からの法定外繰入金については、赤字削減・解消計画に沿って、引き続き削減に努めてまいります。

議題（３）狭山市国民健康保険税条例の一部改正について

質疑なし

各議案について、上記質疑応答を確認の上、全委員より承認を得た。